

女性医師の多様な働き方 —産業保健を中心に—

令和3年12月5日

令和3年度 女性医師支援担当者連絡会

日本医師会常任理事 神村裕子

医師の就業割合 (H30 三師調査より)

男	78.1%
女	21.9

病院	63.6 %
診療所	31.7
介護施設	1.0
大学院生	0.2
教育職	1.4
行政機関	0.6
産業医	0.4
その他、無職	1.3

これは専属産業医のみの数であり
産業医全体の約5%
産業医総数は後述

女性医師バンクにおける求職状況

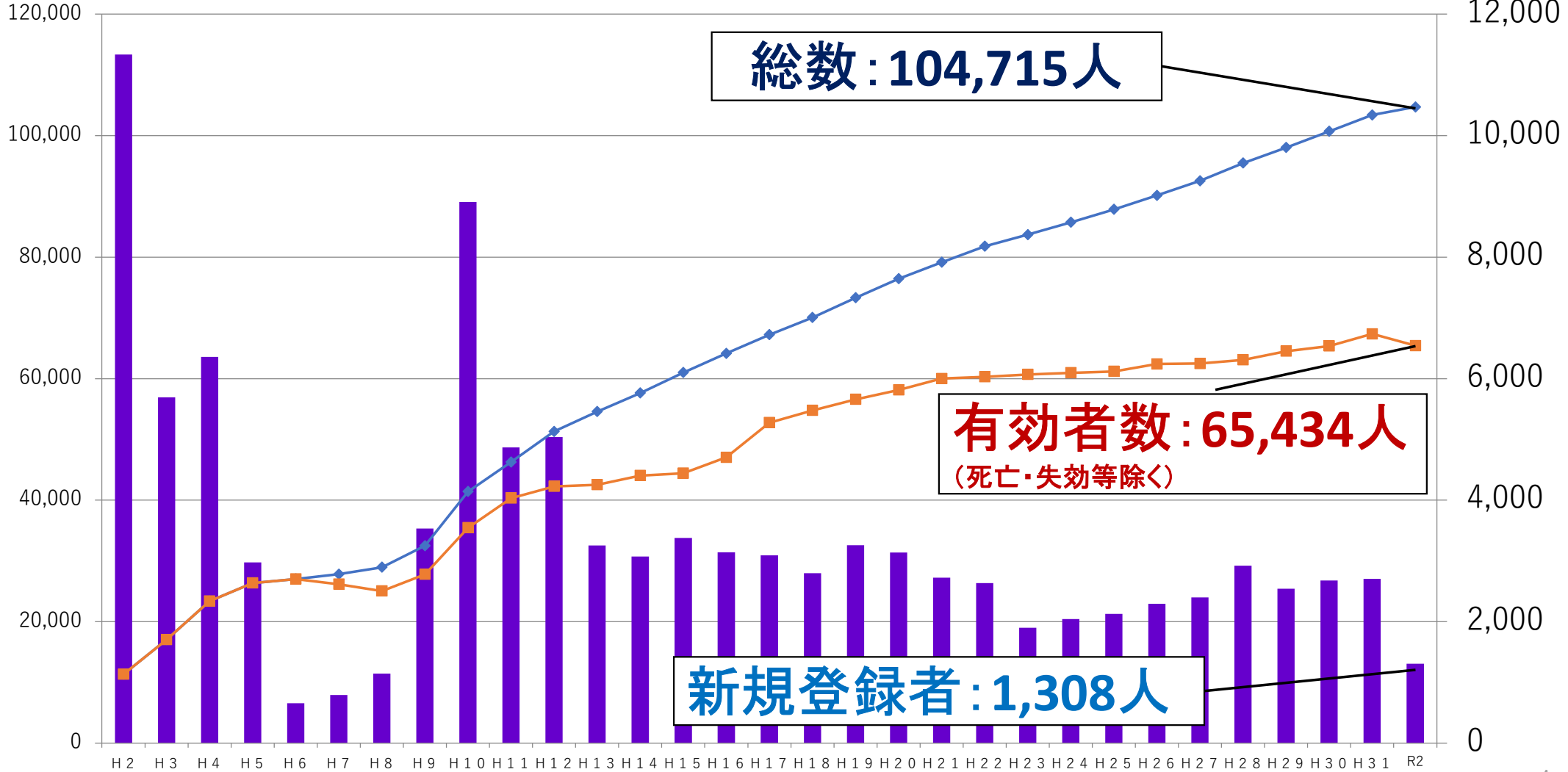
- 医師登録数：2,810名
- 求職中：426名（11月30日現在）
- うち産業医希望者：138名
約32%が産業医を希望している

日本医師会女性医師バンクは一般事業場での知名度が低く、求人事業場数は産業医希望者数を下回っている

年度別認定産業医推移

【認定産業医・有効者数 単位:人】

【新規登録者 単位:人】

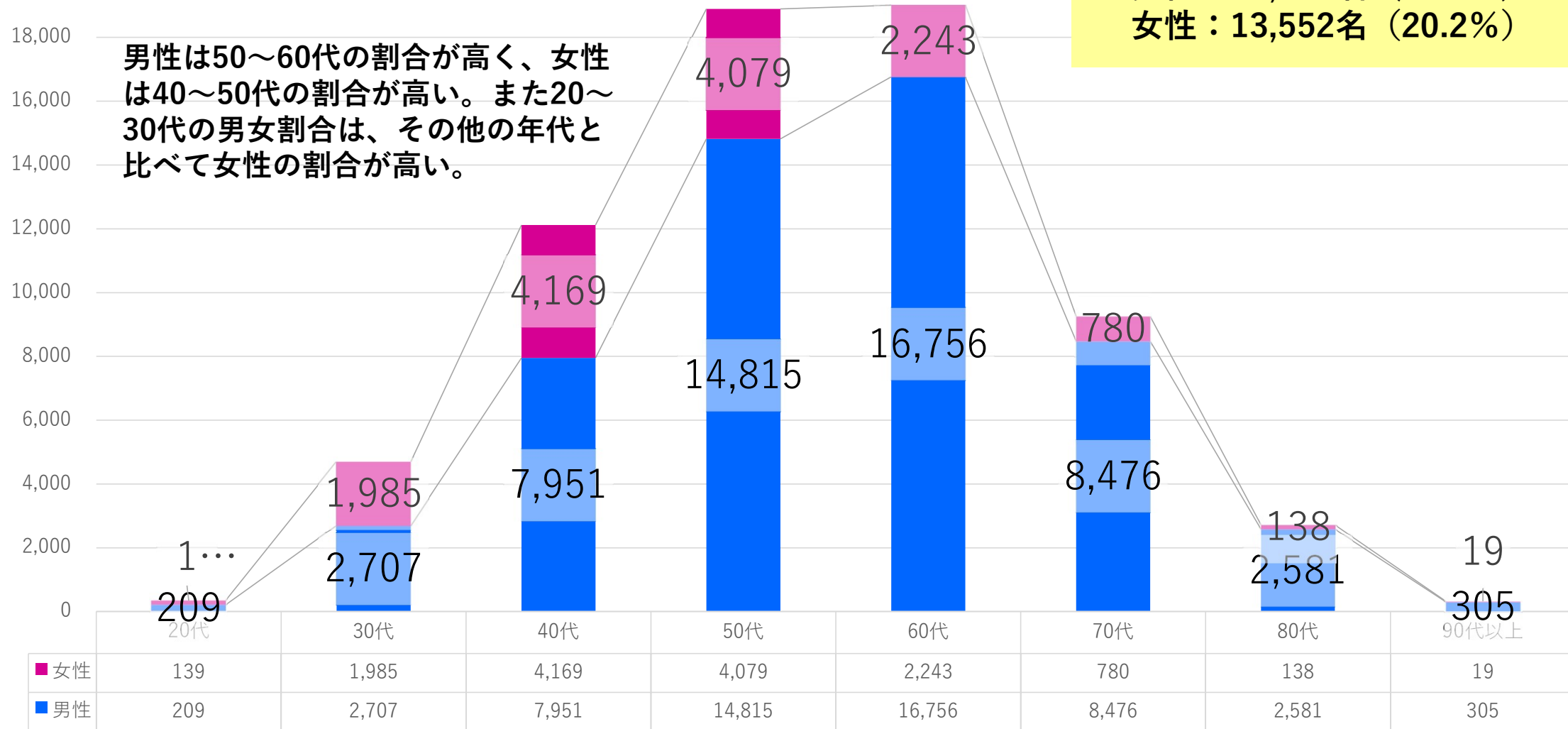


2021年3月 日本医師会認定産業医会内データより

年代別男女割合

認定産業医有効者数：67,352名
 男性：53,800名（79.8%）
 女性：13,552名（20.2%）

男性は50～60代の割合が高く、女性は40～50代の割合が高い。また20～30代の男女割合は、その他の年代と比べて女性の割合が高い。



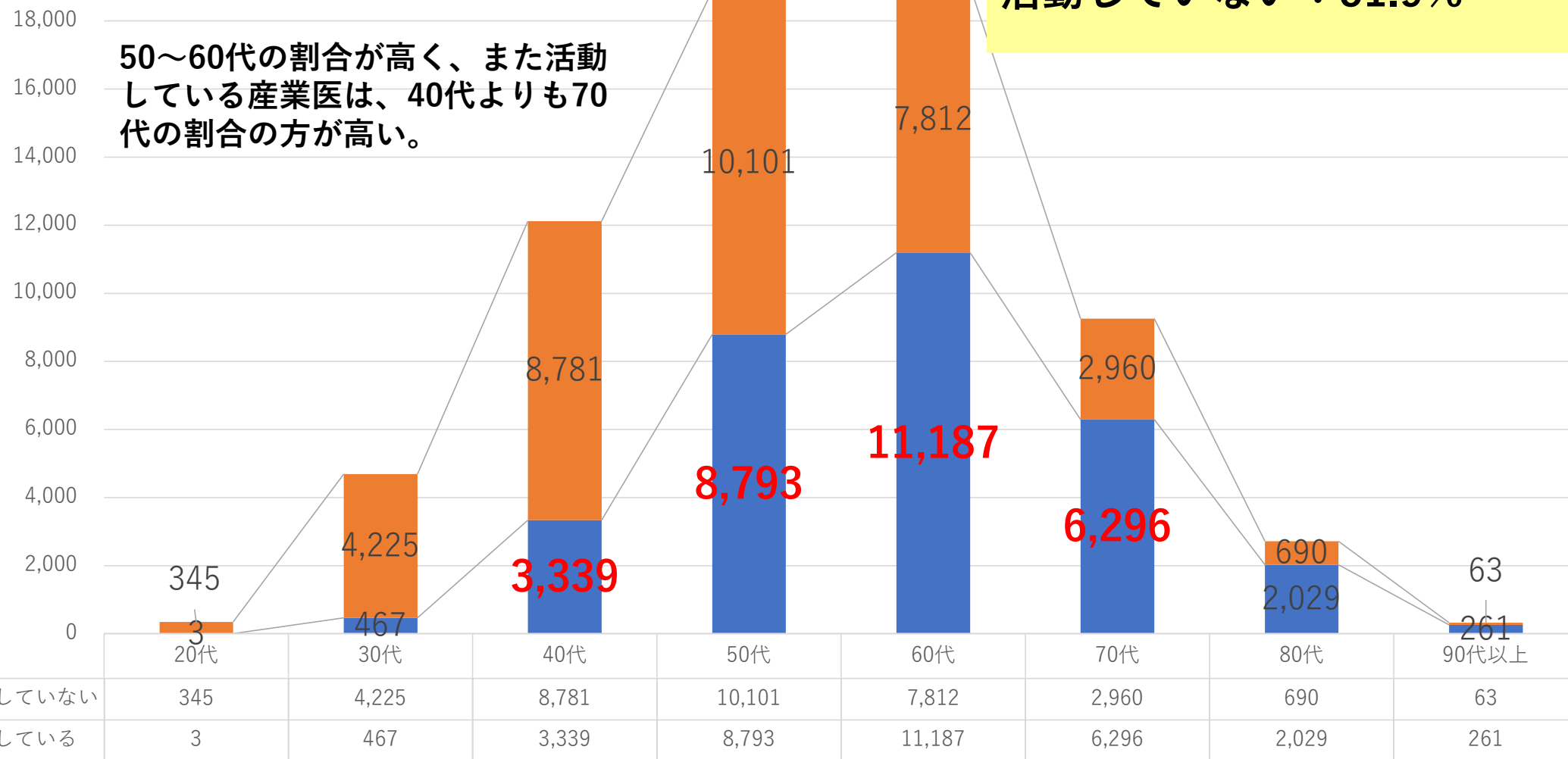
■ 男性 ■ 女性

出所：令和元年7月「産業医に関する組織活動実態調査結果」（日本医師会）

年代別活動実態割合

活動している : 48.1%
活動していない : 51.9%

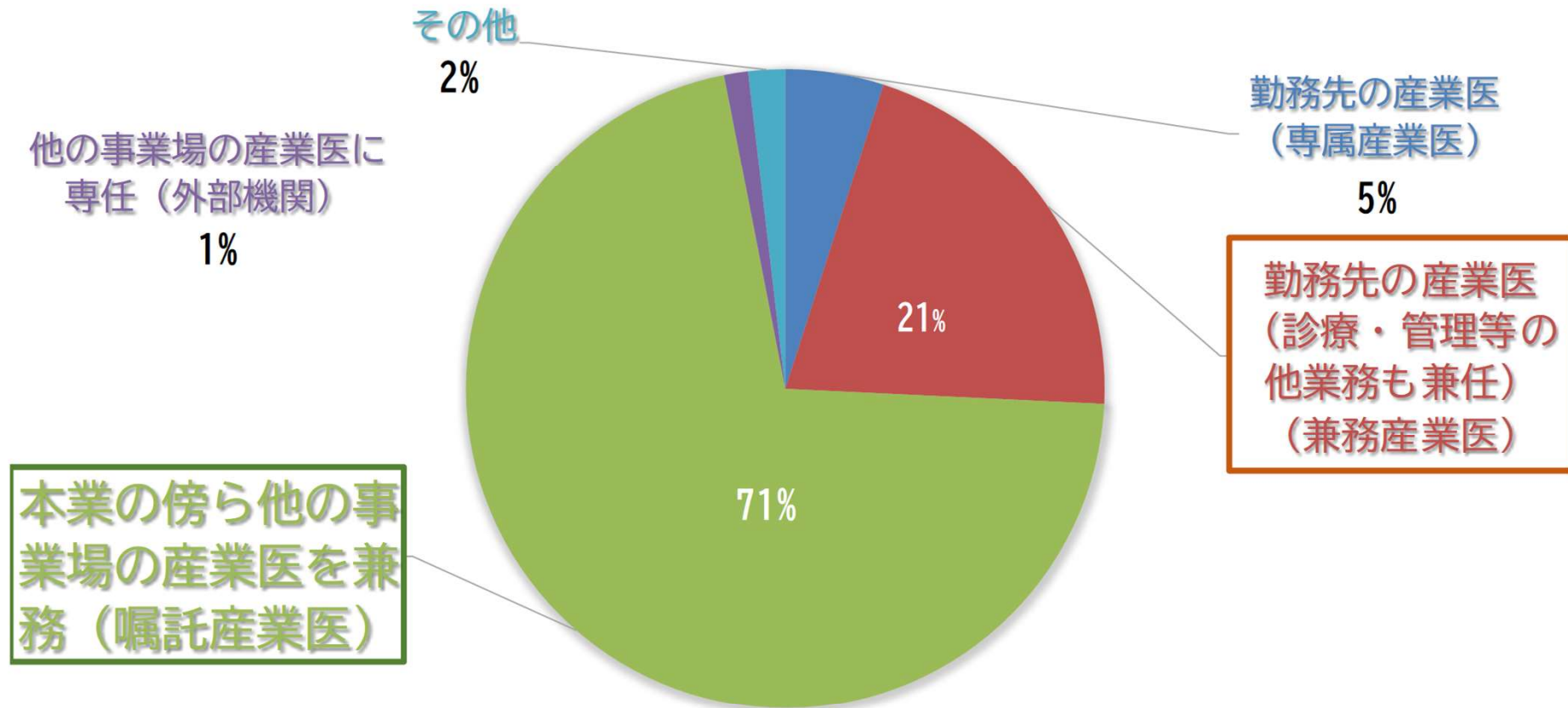
50~60代の割合が高く、また活動している産業医は、40代よりも70代の割合の方が高い。



出所：令和元年7月「産業医に関する組織活動実態調査結果」（日本医師会）

■ 活動している ■ 活動していない

産業医の活動形態



平成27年に実施した調査では、
専属産業医の割合はわずか5%であった。

出所：産業医活動に対するアンケート調査（H27年 日本医師会）日本医師会認定産業医の中から無作為で抽出した1万人

現在の産業医制度

産業医の選任義務（安衛則第13条第1項）

	1～49人	50～999人	1000～3000人	3001人以上
産業医の選任義務の別	選任義務なし (医師等による健康管理等の努力義務)	産業医 (嘱託可※)	産業医 (専属)	2人以上の産業医 (専属)

※ただし、有害業務に500人以上の労働者を従事させる事業場においては、専属の産業医の選任が必要。

産業医の職務（安衛則第14条第1項）

次の事項で、医学に関する専門的知識を必要とするもの

- ① 健康診断・その結果に基づく措置
 - ② 長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
 - ③ ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置
 - ④ 作業環境の維持管理
 - ⑤ 作業管理
 - ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
 - ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
 - ⑧ 衛生教育
 - ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止
- …… 具体的措置を、産業医以外の他の医師に委ねることができるもの

産業医の権能

- ◇ 事業者、総括安全衛生管理者への勧告
(安衛法第13条第3項、安衛則第14条第3項)
 - ◇ 衛生委員会における労働者の健康障害防止対策等の調査審議
(安衛法第18条)
 - ◇ 衛生管理者への指導、助言
(安衛則第14条第3項)
 - ◇ 労働者の健康障害防止のための職場巡視及び現場における緊急的措置の実施
(安衛則第15条)
- 《平成29年6月施行》
- ◇ 長時間労働者等に関する情報の把握
(安衛則第51条の2、第52条の2等)

現在の産業医制度

産業医の選任義務（安衛則第13条第1項）

	1～49人	50～999人	1000～3000人	3001人以上
産業医の選任義務の別	選任義務なし (医師等による健康管理等の努力義務)	産業医 (嘱託可※)	産業医 (専属)	2人以上の産業医 (専属)

※ただし、有害業務に500人以上の労働者を従事させる事業場においては、専属の産業医の選任が必要。

- 専属産業医：企業に雇用される常勤産業医
- 嘱託産業医：企業と契約し非常勤で産業医業務を担う

産業医の職務（安衛則第14条第1項）

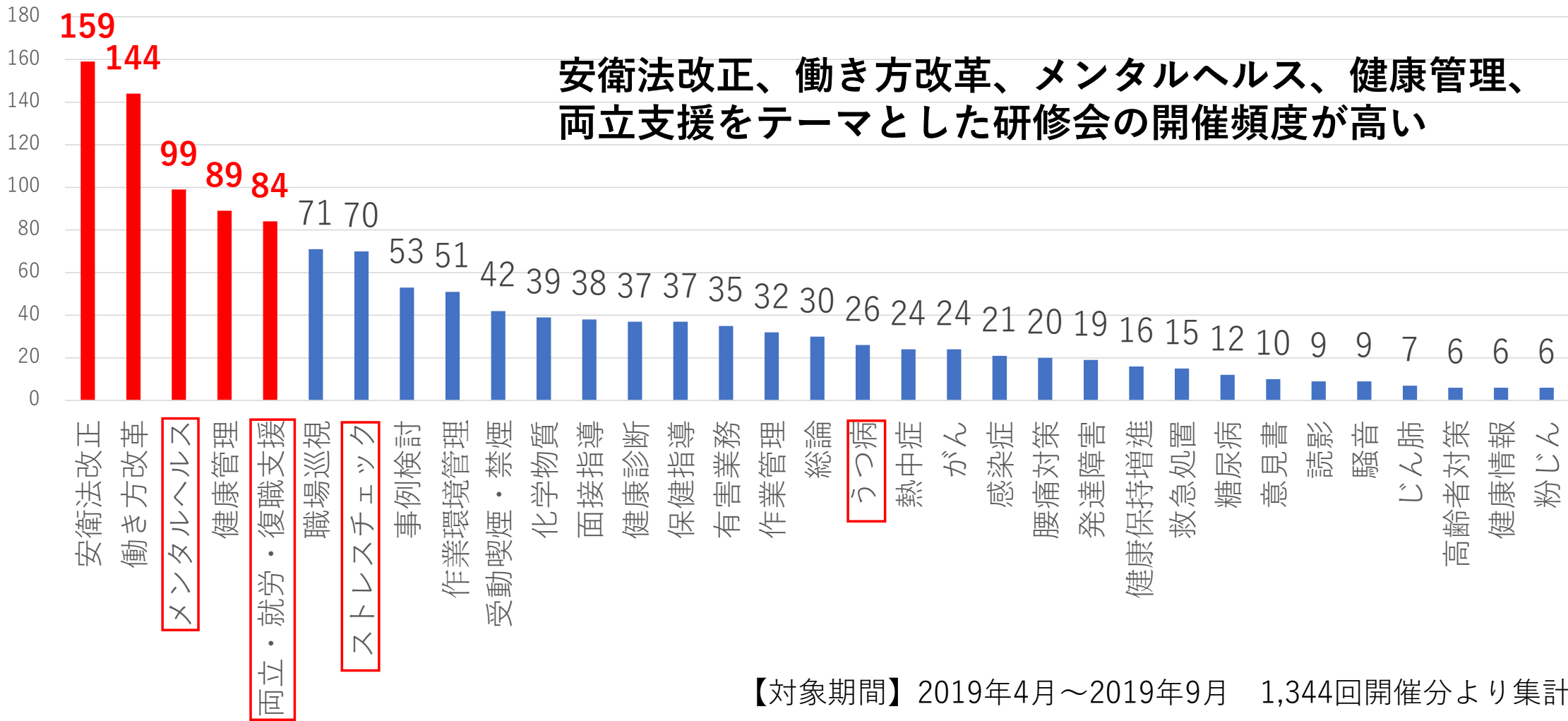
次の事項で、医学に関する専門的知識を必要とするもの

- ① 健康診断・その結果に基づく措置
 - ② 長時間労働者に対する面接指導 その結果に基づく措置
 - ③ ストレスチェック、高ストレス者への面接指導
その結果に基づく措置
 - ④ 作業環境の維持管理
 - ⑤ 作業管理
 - ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
 - ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
 - ⑧ 衛生教育
 - ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止
- ……具体的措置を、産業医以外の他の医師に委ねることができるもの

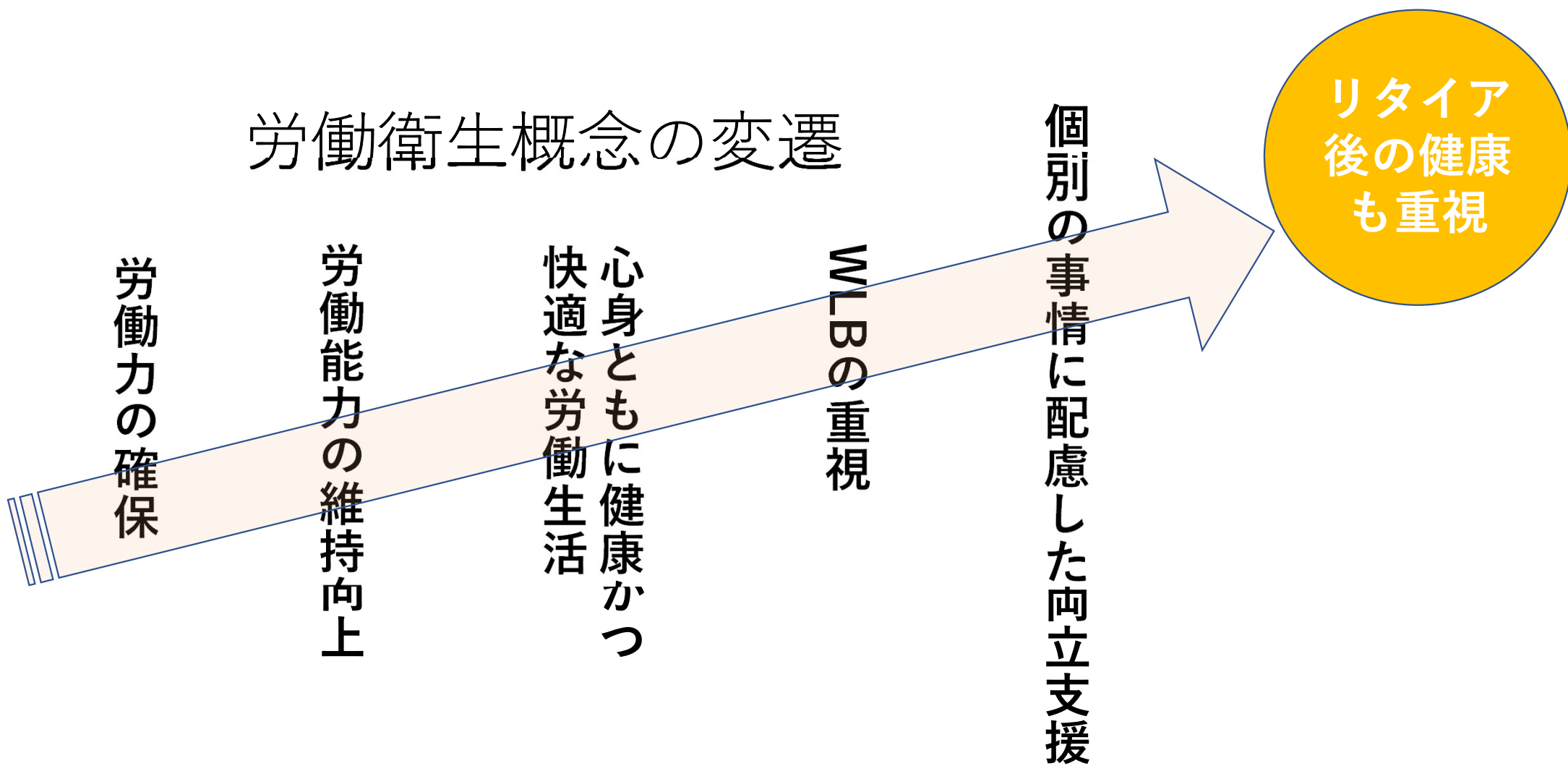
産業医の権能

- ◇ 事業者、総括安全衛生管理者への勧告
(安衛法第13条第3項、安衛則第14条第3項)
 - ◇ 衛生委員会における労働者の健康障害防止対策等の調査審議
(安衛法第18条)
 - ◇ 衛生管理者への指導、助言
(安衛則第14条第3項)
 - ◇ 労働者の健康障害防止のための職場巡視及び現場における緊急的措置の実施
(安衛則第15条)
- 《平成29年6月施行》
- ◇ 長時間労働者等に関する情報の把握
(安衛則第51条の2、第52条の2等)

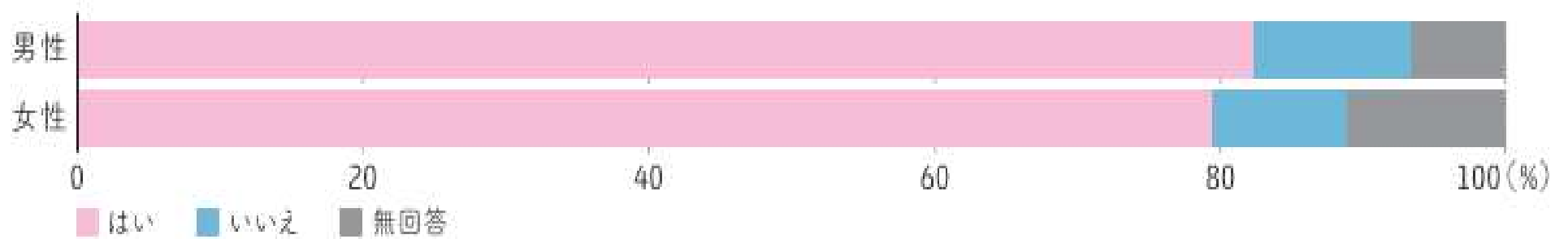
認定産業医研修会テーマ別実施状況



労働衛生概念の変遷



あなたは将来、子どもが欲しいと思いますか？



一般社団法人MyFFが実施した、医学生を対象とする調査、2020年11月
回答者数383人（男性147人、女性233人、その他・無回答3名）

ご清聴ありがとうございました

